

消防消第 343 号
令和 3 年 8 月 19 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防・救急課長
（公印省略）

感染症に備えた消防本部等の業務継続のための
施設及び設備の整備について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

消防は、災害による被害の軽減及び災害等による傷病者の搬送を適切に行うとされており、感染症の流行が生じた場合においてもこれらの業務を継続する必要があります。一方、今般の新型コロナウイルス感染症の流行においては、職員間の感染拡大により業務の継続が困難となった消防本部が生じるなど、感染症流行下における消防力の維持・確保が課題となったところです。特に、災害発生時に感染症が流行している場合には、災害対応に大きな支障を来すことが懸念されます。

このため、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員（以下「救急隊員等」という。）の使用する消防本部、消防署及び出張所（以下「消防本部等」という。）の施設及び設備の整備により、平時より万全な感染症対策が講じられるよう、下記事項を参考に、早急に必要な取組を行っていただきますようお願いいたします。

その際、専門家や関係機関から感染拡大を防ぐ措置についての指導を受けることなどにより、効果的な取組とされるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただくとともに、各消防本部等の感染防止対策の徹底への協力や、対応に係る助言等、積極的な取組をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防本部等の感染防止対策のための施設及び設備の整備について

- ・仮眠室の個室化
大部屋をカーテン等で仕切っている各仮眠室の個室化
 - ・消毒室の整備
消毒室の整備、狭隘となっている消毒室スペースの拡大、専用別棟の整備、救急搬送後に救急隊員等が車庫から直接入室し隊員の衣服等の消毒を行う専用室（除染シャワー室等）の整備
 - ・事務室、食堂、待機スペース等の個別化
事務室、食堂、待機スペース等、他の職員等と共有するスペースが存在している場合の、各スペースを個別化するための固定式間仕切り等の整備
 - ・トイレの整備
トイレの乾式化、洋式化、自動洗浄の整備
 - ・洗面所の整備
洗面所の非接触型自動水栓の整備
 - ・浴室の個室化
同時に複数人が入浴している浴室をユニットバス室、ユニットシャワー室へ個室化
 - ・救急資器材・資機材用備蓄倉庫の整備
救急用資器材・資機材を保管するための備蓄倉庫の整備
 - ・換気扇の整備
- 等

2 地方財政措置

1の施設及び設備の整備に関する地方財政措置については、「令和3年度地方債同意等基準運用要綱」の一部改正について（令和3年8月19日付け総財地第145号総務省自治財政局長通知）において、緊急防災・減災事業債の対象とすることとされていること。

(別添資料)

緊急防災・減災事業債の拡充（消防本部等の感染防止対策）

連絡先

消防庁消防・救急課 高荒、永峯、前田

電話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

緊急防災・減災事業債の拡充（消防本部等の感染防止対策）

- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行においては、業務の継続が困難となった消防本部が生じるなど、感染症流行時における消防力の維持・確保が課題となった。特に災害発生時に感染症が流行している場合には、災害対応に大きな支障を来すことが懸念される。
- このため、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急業務に従事する救急隊員等（※1）の使用する消防本部、消防署及び出張所（以下「消防本部等」）の施設及び設備の整備により、平時より万全な感染症対策が講じられるよう早急に必要な取組を行うよう要請（※2）。
- 消防本部等の感染防止対策のための施設及び設備の整備について、新たに緊急防災・減災事業債への対象拡充を図ることで取り組みを支援。

（※1）救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員

（※2）「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」（消防消第343号 令和3年8月19日付け通知）

1 対象事業【イメージ】

○ 仮眠室の個室化



室外 室内



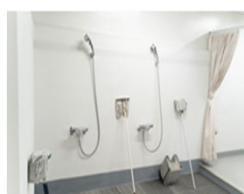
○ 消毒室の整備



拡大 専用棟

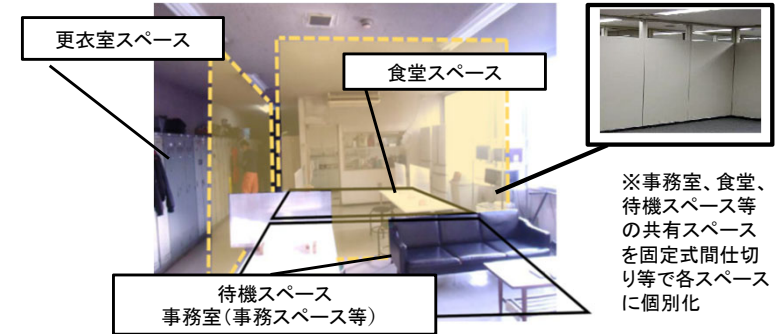


○ 消毒専用室の整備



※救急車の車庫から直接入室し、隊員の衣服等の消毒を行うもの

○ 事務室、食堂、待機スペース等の個別化



○ トイレの整備



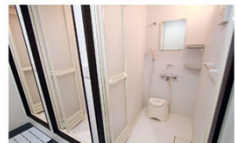
※乾式化・洋式化・自動洗浄

○ 洗面所の整備



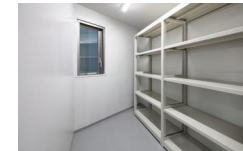
※非接触型自動水洗

○ 浴室の個室化



※複数人での入浴から個室化（ユニットバス室、ユニットシャワー室）

○ 救急資器材・資機材用備蓄倉庫の整備



※救急資器材・資機材の保管用備蓄倉庫の整備

○ 換気扇の整備



2 地方財政措置

緊急防災・減災事業債（**充当率100%**）【令和7年度までの措置】

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源